

令和7年度 東松山市放課後児童クラブ入所のご案内

放課後児童クラブでは、保護者が就労・病気・介護などのために、放課後、家庭内で保育ができない児童をお預かりいたします。

名 称	所 在 地	定員	電話番号	最寄の小学校
きらめきクラブまつに	東平555-3	80名	23-1361	松山第二小学校
きらめきクラブからこ	新郷8-2	70名	23-1325	唐子小学校
きらめきクラブいちのかわ	市ノ川132-4	80名	21-6480	市の川小学校
きらめきクラブたかさか	高坂1138	130名	31-2360	高坂小学校
きらめきクラブしんめい	御茶山町 7-2	80名	24-3346	新明小学校
きらめきクラブのもと	下野本650-2 (野本小学校内)	28名	81-7104	野本小学校
きらめきクラブさくらやま	桜山台5 (桜山小学校内)	25名	81-5302	桜山小学校

[※]きらめきクラブまつに、からこ、いちのかわ、たかさか、しんめいは、入所決定後、支援の単位 (クラスのようなもの)に分かれての保育となります。

※きらめきクラブは、指定管理者(シダックス大新東ヒューマンサービス㈱)による運営となります。

保育時間

- ① 学校の授業日 学校の放課後から午後7時まで
- ② 学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで(但し、休所日は除く)

開設時間

- ① 学校の授業日 午前10時から午後7時まで
- ② 学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで

休所日

- 〇 日曜日
- 〇 国民の祝日
- 〇 年末年始(12月29日~1月3日)



保育料

- 児童1人につき月額10,000円です。
- 1世帯2人以上入所の場合、1人目は10,000円、2人目以降は5,000円となります。
- 半月の入所期間となる月の保育料は上記金額の半額になります。
- 保育料の納付は、□座振替又は納付書(コンビニ納付可)による納付となります。 □座振替を希望する場合は、金融機関にて指定の□座振替依頼書による手続が必要です。□座振替日は、毎月末日(12月分のみ12月25日)です(土日・祝日の場合は翌営業日となります。)。
- 入所児童の保護者が生活保護を受けている場合や、令和6年度の市区町村民税が非課税である場合等については、申請に基づき減免になります。申請に関しては入所決定時にご案内いたします。

おやつ代

- 児童1人につき月額2,000円
- おやつ代は、きらめきクラブに直接お支払いいただきます。

入所申込受付(新規・継続)

郵便・FAX・電子メールによる申請受付はできません。

- 入所日は毎月2回、1日と16日です。
- 受付締切日 1日入所の場合 前月15日16日入所の場合 前月末日

(土日・祝日に当たる場合は直前の開庁日までとなります。)

- 〇 場 所 **保育課** (東松山市役所 総合会館2階)
- 対 象 ・きらめきクラブへの入所を希望する、東松山市立小学校に通う児童
 - その他市長が必要と認めた児童
 - ※就労により入所を希望される場合、<u>週4日以上、1日4時間以上かつ午後3時以降の</u> 就労をしていることを原則といたします。
- 〇 申込書類 (1)児童クラブ入所申請書(表面)、保育児童票(裏面)
 - (2)家庭状況届(兼調査票)
 - (3)家庭内で保育ができないことの証明書類…就労証明書、診断書等
 - ※提出対象・・・児童の父母及び同住所地(世帯分離をしている場合を含む)にお住まいの64歳以下(令和7年4月1日時点)の祖父母
 - ※保育ができない理由により書類が異なりますので、詳しくは4ページをご覧ください。
 - (4)窓口来庁者の本人確認書類(運転免許証等)

入所決定

- 入所の決定は申込順ではありません。保育の必要性が高い順に入所を決定いたします。 なお、記載内容に虚偽があった場合は入所を取り消すことがあります。
- 入所決定後、都合により入所を取り下げる場合、必ず保育課に届け出てください。届出をしていない場合、保育料を納付していただく場合があります。

申請取下げ

O 入所を希望しなくなった場合は、申請を取り下げる必要があります。必ず保育課に連絡してください。なお、年度中に再度入所を希望する場合は、新たに児童クラブ入所申込書等を提出していただきます。

退所受付

- 家庭での保育ができるようになった等の理由により、退所を希望する場合、必ず保育課に届け出て ください。届出をしていない場合、入所が継続されているとみなし、保育料を納付していただく場合 があります。
- 退所日は毎月2回、15日と末日です。
- 受付締切日 15日退所の場合 前月末日、末日退所の場合 当月15日 (土日・祝日に当たる場合は**直前の開庁日まで**となります。)
- 〇 受付場所 **保育課** (郵送・FAX・電子メールによる受付はできません。) ※窓口来庁者の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

問合せ

- ○東松山市役所 保育課 電話23-2221 (内線671~674)
- 〇以下の民営クラブは、直接各施設へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話番号	最寄の小学校	
第1竹の子クラブ	市ノ川669-1	24-0792	市の川小学校	
第2竹の子クラブ		24-0192		
まつたけクラブ	材木町10-12	22-0070	松山第一小学校	
第1 おおどりクラブ	丁掛1FCC 1	23-4817	青鳥小学校	
第2おおどりクラブ	- 石橋1566−1 			
第3おおどりクラブ	石橋1528	53-5100		
ひまわりクラブ	大谷3209-44	39-1943	大岡小学校	
第1さくらやまクラブ	田木670-4	35-2680	一 桜山小学校	
第2さくらやまクラブ	田木655-2	34-6580		
第1たんぽぽクラブ	六軒町18-11	25-1030		
第2たんぽぽクラブ	新宿町 12—11	81-5435	新宿小学校	
第3たんぽぽクラブ	新宿町11-5	59-8223		
第1のもとクラブ	下照本6.06 1	22-8019	野本小学校	
第2のもとクラブ	▼下野本626−1 			
放課後児童クラブこばと	本町2-3-12 松井ビル2階3階	25-3722	松山第一•新明小学校	
かるがも学童クラブ	毛塚 756-1	81-7922	高坂•桜山小学校	

O家庭内で保育ができないことの証明書類

事由	内容	必要書類
労働(内定、育児休	原則として 週4日以上、1日4	(外勤の場合)
業中を含む)	時間以上かつ午後3時以降の就	就労証明書
	労を常態とする場合	(自営業の場合)
		就労証明書
		自営業用就労状況申告書
		自営業を営んでいることの証明(営業許可証、
		開業届、商業登記簿謄本、確定申告書の写し等)
妊娠・出産	出産(予定)日前3か月、出産後	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が記載さ
	2か月に該当する場合	れたページ)
疾病•障害	保護者が病気、負傷、障害等によ	診断書
	り、児童の保育ができない場合	障害状況等申告書
		障害者手帳の写し
介護・看護	病気や障害を有する同居親族を	介護・看護状況申告書
	介護•看護しなければならない場	対象者の診断書、障害者手帳の写し、介護保険被
	合	保険者証の写し等
災害	地震や風水害又は火災などの災	罹災証明書
	害の復旧に当たっている場合	
求職活動	求職活動を継続的に行っている	誓約書
	場合	
就学・職業訓練	週4日・1日4時間以上かつ午後	在学証明書
	3時以降の就学、職業訓練を受け	
	ている場合	

○その他の必要書類(該当者のみ)

事由	内容	必要書類			
ひとり親世帯	父子・母子世帯(別居しており、	児童扶養手当受給者証又はひとり親家庭等医療費			
	離婚が成立している)	受給者証の写し、戸籍謄本等			
離婚調停手続中	離婚調停中(同居している場合を	調停期日通知書の写し、事件係属証明書等			
	除<)				
生活保護受給中	生活保護受給世帯	受給者証の写し			
同居者(申請児童含	同居者が障害者手帳を所有して	対象者の障害者手帳の写し			
む) が障害者手帳を	いる場合				
所有					
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給してい	受給者証の写し			
を受給	る場合				
転入予定	入所希望日前日までに転入する	土地の売買契約書と新築工事請負契約書、不動産			
	場合	売買契約書、賃貸契約書等の写し			